

調査研究等成果の概要、所見

日 時	平成28年5月16日～17日
場 所	岡山商工会議所
目 的	第36回市町村議会 議員研修会への参加
研修内容	5月16日…三位一体改革後10年を振り返り自治体財政の未来を展望する 5月17日…地方創生と公共施設等総合管理計画

概要及び所見

三位一体改革後10年を振り返り自治体財政の未来を展望する」

1. 日本地方財政の特徴と改革の課題

第1の特徴は、公共サービスの提供において、軍事と年金を除くと、どの分野でも地方自治体が国より一貫して大きな役割を果たしていることである。

第2は、自治体が仕事を遂行する上で裁量権が限られていることであり、歳出の約3分の1は国が基準を決めて行う国庫補助事業である。残りの3分の2は単独事業であるが、国が法令等で基準を設定しているもの、国が実施を義務付けているものが多くを占めている。その象徴が機関委任事務であった。これは、地方自治体を国の下請け機関と位置づけたもので、明治維新後に地方自治制が発足した際に国が自治体を支配するために設けられたものである。

第3は、国から地方自治体に対して、大規模な財源の再配分を行っていることであり、一般財源の地方交付税、特定財源の国庫支出金が配分されている。要するに、国が地方自治体に仕事をさせるからには、財政力が弱い自治体でも実行できるよう、財源の手当てをしなければならないということである。この仕組みは、全国各地に一定水準の行政サービスを普及させるうえで、有効な役割を果たした。他方、国の財政支援に依存しがちになり、自治体の財政権が十分に機能していないのも事実である。

改革が必要となった背景には、行政需要の重点がハードからソフトに移ってきたことが挙げられる。ハード事業を行う際、有効に機能した補助金等だが、ソフト事業の充実が求められるようになると、住民に身近な基礎的自治体の行財政力の向上が求められるようになった。また、過大な公共土木事業中心の財政運営が行き詰まり、財政事情が急速に悪化したことである。これにより、債務残高が急増した。

こうした事情を背景に取り組みされたのが事務配分の見直しであり、その成果として、2000年に地方分権一括法が施行された。改革の最大の柱は、機関委任事務の廃止であり、代わりに法定受託事務が設けられた。これにより国と自治体の役割分担が明確にされ、自治体

の裁量が拡大し、次の焦点は財政改革に移った。

2. 財政改革の争点と帰結

地方自治体の目指すべき将来像は、自治体の仕事は可能な限り事故の税収で賄えるようにしようということであるが、どういう手順を進めるかを巡って、2つの立場がせめぎあっていた。

第1の立場は、まず税源移譲を中心に『収入の質の転換を図る』ことを目指し、移譲の見直しは、特定財源である国庫支出金を優先し、地方交付税の見直しは、時間をかけて検討すべきというものである。

第2の立場は、『地方において不適切な財政運営が見逃されてきた背景として、地方交付税による財源保障機能が、自治体における受益と負担の関係を希薄化させた』とし、地方交付税の財源保障機能を大幅に縮小することによって自治体財政の自立を促すことが提起された。現実的には、国の財政再建を優先し、第2の立場に基づく施策が展開された。

さらに、交付税削減によって多くの自治体を財政的に困難な状況に追い込む一方、『合併特例債』という財政優遇措置をちらつかせて、合併推進政策が遂行された。本市の合併もまさにこの政策によって実現したものである。ただ、今になって合併の是非について議論すべきではなく、本市の将来について議論すべきである。

3. 『三位一体改革』後の地方財政

分権社会を目指した財政改革により、本来は分権の主役であるはずの自治体に多くの財源が配分され、自治体の歳出規模は大きくならなければならないはずなのだが、実際は逆の結果となった。また、公共事業費の削減は条件不利地域の衰退と東京への一極集中を促進することになった。その結果、『分権の受け皿づくり』のための市町村合併だったはずが、合併算定替の特例措置の期限切れを控えて、新たな財政優遇措置を講じざるを得なくなったのである。

皮肉なことに、三位一体改革が終了した翌2007年に『頑張る地方応援プロジェクト』が始まり、以後最近の『地方創生』に至るまで毎年のように地方経済を立て直すことを目指す政策が地方交付税に盛り込まれることになった。

しかし、財政をよくする王道は、地域経済を良くし、税収を増やすことである。本市においても自主財源は歳入全体の約28%であり、多くを国に依存している。一次産業のさらなる振興や観光、ものづくり等に力を入れるとともに、再生可能エネルギー等にも着目し、地域経済の好循環を実現しなければならないと考える。

地方創生と公共施設等総合管理計画

概要

1. 地方創生の背景と全体像
2. 人口ビジョン
3. 総合戦略
4. 連携中枢都市圏
5. 定住自立圏
6. 立地適正化計画
7. 地域公共交通網形成計画
8. 空き家対策特別措置法
9. 公共施設等総合管理計画
10. 地方創生に取り組む視点

所見

人口減少が進む中、地方創生のキーワードは、コンパクト（都市機能の集中、市街地の縮小）⇒立地適正化計画。また、ネットワーク（交通、通信）⇒定住自立圏、地域公共交通網形成計画である。また、地域の再編成のツールに公共施設を利用する。⇒公共施設等総合管理計画。

本市議会では、定住人口増加促進特別委員会を設置し、人口増加のために都市計画の線引き見直し等を議論してきたが、立地適正化計画は市街化区域をさらに縮小しようという施策である。人口減少を止めることは困難であるとの前提に立ち、本市の将来を考えた施策を議論することも必要と感じた。